

奈良県外国人観光客交流館運営管理業務
審査対象項目及び評価基準

審査対象項目		評価基準	評価 ウエイト
(1)観光案内等業務について			
①	県内周遊・滞在を促す取り組み	○外国人観光客の県内周遊・滞在を促す取り組みを提案しているか。	4%
②	県内観光案内所間のネットワークの強化	○ 県内の観光案内所間におけるネットワークの強化により、外国人観光客に対し一体となって情報提供を行う取り組みを提案しているか。	4%
③	旅行商品等取扱い業務	○県内旅行・体験商品等及びチケット発券において、外国人観光客の満足度、利便性及び口コミ評価の向上につながる内容を提案しているか。	4%
④	その他サービス	○外国人観光客の満足度、利便性及び口コミ評価の向上につながるサービスを提案しているか。	3%
(2)宿泊業務について			
①	外国人宿泊者等の評価を高める取り組み	○宿泊サービス等について工夫し、外国人宿泊者等の満足度、利便性及び口コミ評価の向上につながる取り組みを提案しているか。	10%
②	外国人宿泊者数の増加	○奈良公園周辺エリアの宿泊施設と一体となって外国人宿泊者数の増加が見込める取り組みを提案しているか。	10%
(3)日本文化体験等業務について			
	日本文化体験等業務	○外国人観光客の満足度、利便性及び口コミ評価の向上につながる日本文化体験等プログラムを提案しているか。	15%
(4)観光事業者等もてなし力向上業務について			
	観光事業者等もてなし力向上業務	○県内観光事業者等に対して、外国人観光客の満足度や利便性の向上につながる研修等の企画・運営を提案しているか。	5%
(5)交流館における共通業務について			
①	交流館スタッフの研鑽	○交流館のスタッフにおいて、知識、ノウハウを身につけ、外国人観光客の満足度、利便性及び口コミ評価向上につながる研鑽を提案しているか。	5%
②	交流館内イベント等企画運営	○交流館内等において、奈良公園エリアへの誘客につながるイベントや、外国人観光客がスタッフや観光客同士、又は地域住民と交流できるイベント等、外国人観光客の満足度、利便性及び口コミ評価の向上につながる企画を提案しているか。	5%
③	交流館及び県内観光情報の発信	○交流館及び県内観光情報の発信にあたり、外国人観光客が旅行前及び滞在中に情報を認知でき、訴求効果の見込める広報手段を提案しているか。	10%
(6)運営実績について			
	運営実績	○交流館運営にあたり十分な能力を有すると認められる、外国人観光案内所の運営実績があるか。 ○交流館運営にあたり十分な能力を有すると認められる、宿泊施設の運営実績があるか。	10%
(7)実施体制及び社会的価値の実現について			
	実施体制及び社会的価値の実現	○JNTOカテゴリー3の要件を満たす観光案内の体制となっているか。 ○旅行業法により、第2種以上の旅行業者として登録を受けているか。 ○一体的な施設管理及び運営が可能な実施体制となっているか。 ○以下の社会的価値実現にむけた取り組みを行っているか。 ・奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしているか、 または登録要件である取り組み内容を1つ以上行っているか。 ・障害者雇用を行っているか。 ・保護観察対象者等の雇用を行っているか。	10%
(8)見積価格について			
	見積価格	○経費の内訳が明確に示されており、経費の積算内容が業務仕様書で求める業務内容及び提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	5%